

児童扶養手当の「現況届」・特別児童扶養手当の「所得状況届」の提出をお忘れなく！

★児童扶養手当を受給している方（支給停止中も含む）は「現況届」を、特別児童扶養手当を受給している方は「所得状況届」の提出が必要です。

該当する方へ8月上旬に通知しますので、必ず期限内に手続きをして下さい。

○児童扶養手当とは

離婚もしくは配偶者が死亡などの状況にある場合で、親または養育者が18歳未満（中程度以上の障害のある場合は20歳未満）の児童を監護、養育している場合に支給されます。（法律の改正により、平成22年8月1日から父子家庭も支給対象となりました。該当する方がありましたら、役場町民課までお問い合わせください。）

ただし、国民年金法に基づく老齢福祉年金以外の公的年金を給付できるときや、婚姻の届出は出していなくても事実上の婚姻

関係（内縁関係など）にあるときは手当の支給対象外となります。

☆特別児童扶養手当とは

20歳未満の重度または中程度の心身障害児を養育している父、又は母もしくは父母にかわってその児童を養育している人が手当を受けることができます。ただし、児童が施設に入所している場合は手当の支給はされません。

【お問い合わせ先】

○児童扶養手当

町民課 ☎47-4681

☆特別児童扶養手当

福祉課 ☎47-4682

マイナンバーカードに係るお知らせ

役場から個人番号カード交付通知書が届いている方で、まだカードの交付を受けていない方は、下記の書類を持参のうえ、役場または吉岡支所で受け取りをお願いいたします。15歳未満のお子様は、本人が来庁しなければ交付できません。

◆交付に必要なもの

- ・個人番号カード交付通知書（役場から申請者へ届く、カードを受け取る旨が記載されているハガキ）
- ・本人確認書類
 - ① 顔写真のあるもの（運転免許証、特別永住者証明書、障害者手帳など） いずれか1つ
 - ② 顔写真のないもの（国民健康保険証、年金手帳、学生証、介護保険証、こども医療受給者証等） いずれか2つ

※代理人の場合は、個人番号カード交付通知書のほかに、マイナンバーカードを申請された方と窓口に来庁された方（代理人）の本人確認書類両方を提示していただきます。